

調達要求番号：3PDC1A00052

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
水戸地方合同庁舎水質検査			茨城地本一Z230052
作成	令和6年2月21日	変更	
作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「庁舎」という。）において実施する水戸地方合同庁舎水質検査について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 関係法令

- 1) 水道法
- 2) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号最終改正令和4年3月31日厚生労働省告示第134号）
- 3) 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（昭和55年茨城県条例第54号）

b) 参考文書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（最新版）

2 水質検査に関する要求

2.1 概要

a) 実施場所

水戸地方合同庁舎
住所：茨城県水戸市北見町1-11

b) 業務の概要

水質検査及び簡易専用水道検査について実施する。

b) 水質検査実施項目

実施項目については10項目とし、細部以下のとおり。

- 1) 一般細菌
- 2) 大腸菌
- 3) 鉄及びその化合物
- 4) 塩化物イオン
- 5) 有機物
- 6) pH値
- 7) 味
- 8) 臭気
- 9) 色度
- 10) 濁度

2.2 実施要領

a) 試料容器の準備及び採水

契約相手方は必要な採水容器を用意するものとし、採水容器の洗浄および採水については、契約相手方の責任において行うものとする。なお、採水時に異常が認められた場合は直ちに官側にその内容を報告する。

b) 現場での測定

- 1) 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は契約相手方が準備する。
- 2) 水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。
- 3) 作業責任者は作業終了後、庁舎の担当職員に対して報告を行うとともに、水質検査結果書を提出する。
- 4) 水質検査結果報告書には検査結果、水質基準値及び分析方法を記載する。

3 その他

その他については、以下の通りとする。

- a) 原則として、契約相手方は、自ら水質検査を実施するものとし、再委託を禁止する。
- b) 契約相手方は、提出した書類に変更が生じた際は、直ちに変更した書類を官側へ提出する。

4 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。